

住民投票のお知らせ

合併問題については「市町村合併に関するアンケート調査（平成15年2月実施）」の結果により、岐阜市を中心とする岐阜広域合併協議会で協議を進めてきました。その結果については、広報かさまつ5月号とともにお届けした「岐阜広域合併協議会協議結果」のとおりです。

今回の住民投票は、この結果に対する町民の皆さんの意思を確認するために行います。

- 【投票日】6月6日（日）
【時間】午前7時～午後8時
【場所】第1投票区 笠松小学校講堂
第2投票区 松枝公民館
第3投票区 総合会館



投票できるかた	昭和59年6月7日以前に生まれたかたで、平成16年2月29日以前に笠松町で住民基本台帳（住民票）が作成され、投票資格者名簿に登録されているかた
期日前投票	投票日に「工作中」、「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票できます。 【期間】6月2日（水）～5日（土） 【時間】午前8時30分～午後8時 【場所】役場1階 住民課ロビー 【方法】宣誓書に書かれている事由（従前の不在者投票と同じ）を選択し、住所、氏名、性別、生年月日を記入します。 印鑑は不要です。
投票所入場券	5月31日（月）発送 入場券が届いても町外へ転出されるなど6月6日（日）（期日前投票にあつては、投票の当日）投票資格のないかたは投票できません。 万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。 入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。
開票	【月日】6月6日（日） 【時間】午後9時～ 【場所】中央公民館3階 大ホール 投票者数が投票資格者総数の1/2に満たない場合は、開票しません。

投票資格、投票所入場券などについては、町選挙管理委員会（☎388 - 1111 内線224・225）へおたずねください。